

広島市告示（佐伯区）第70号

令和8年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)

第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和8年7月5日に

広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により

告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	260705711001	自転車	佐伯_長期放置	2026/7/5	KAL0641093		スポーツ	紺
2	260705711002	自転車	佐伯_長期放置	2026/7/5	GZ7M03923	広島う508125	普通	黒
3	260705711003	自転車	佐伯_長期放置	2026/7/5	5851583		ミニ	灰